

令和8年 第2回 定例会

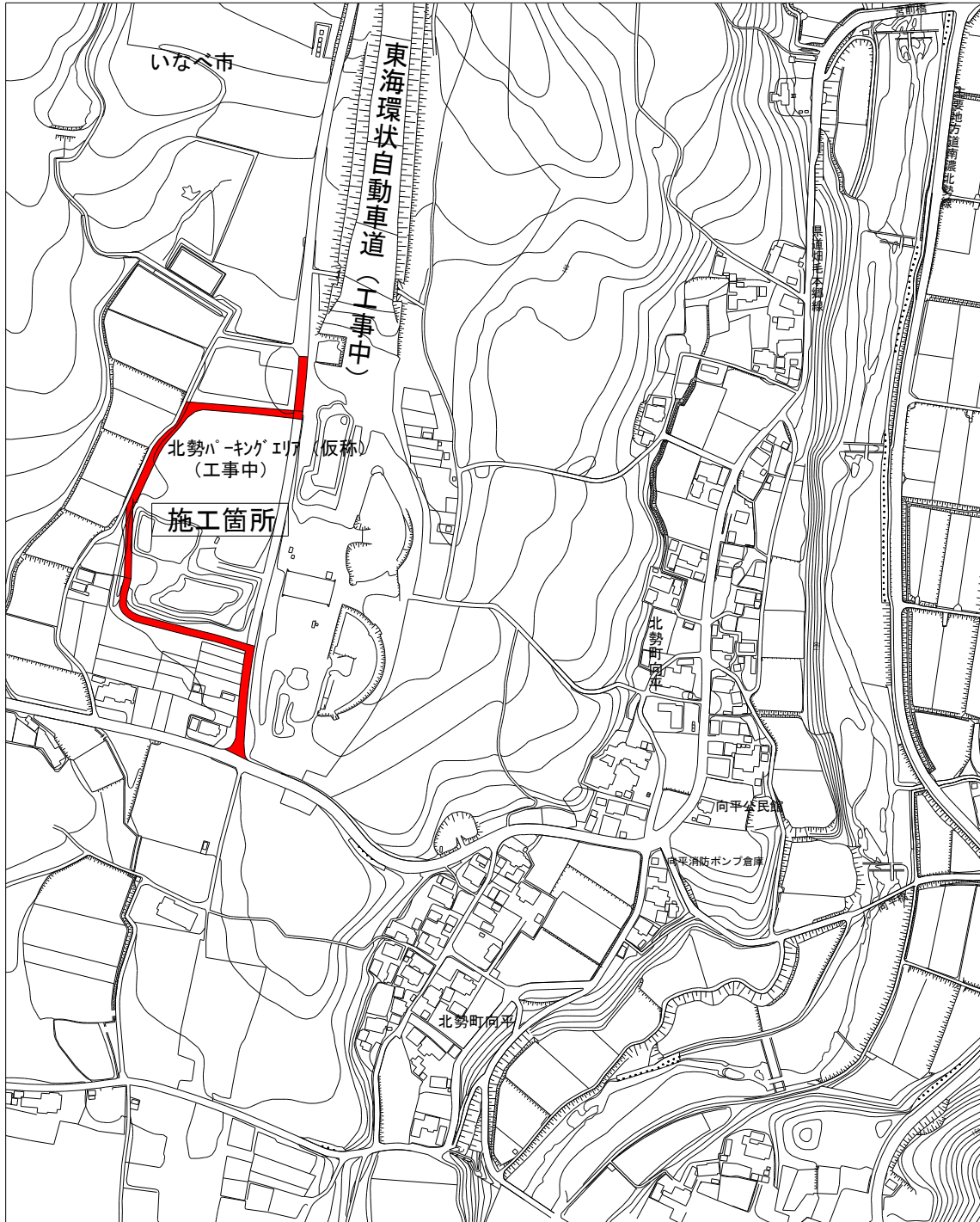
報告 議案 参考資料

報告第8号

令和7年度いなべ市水道事業会計予算繰越の報告について

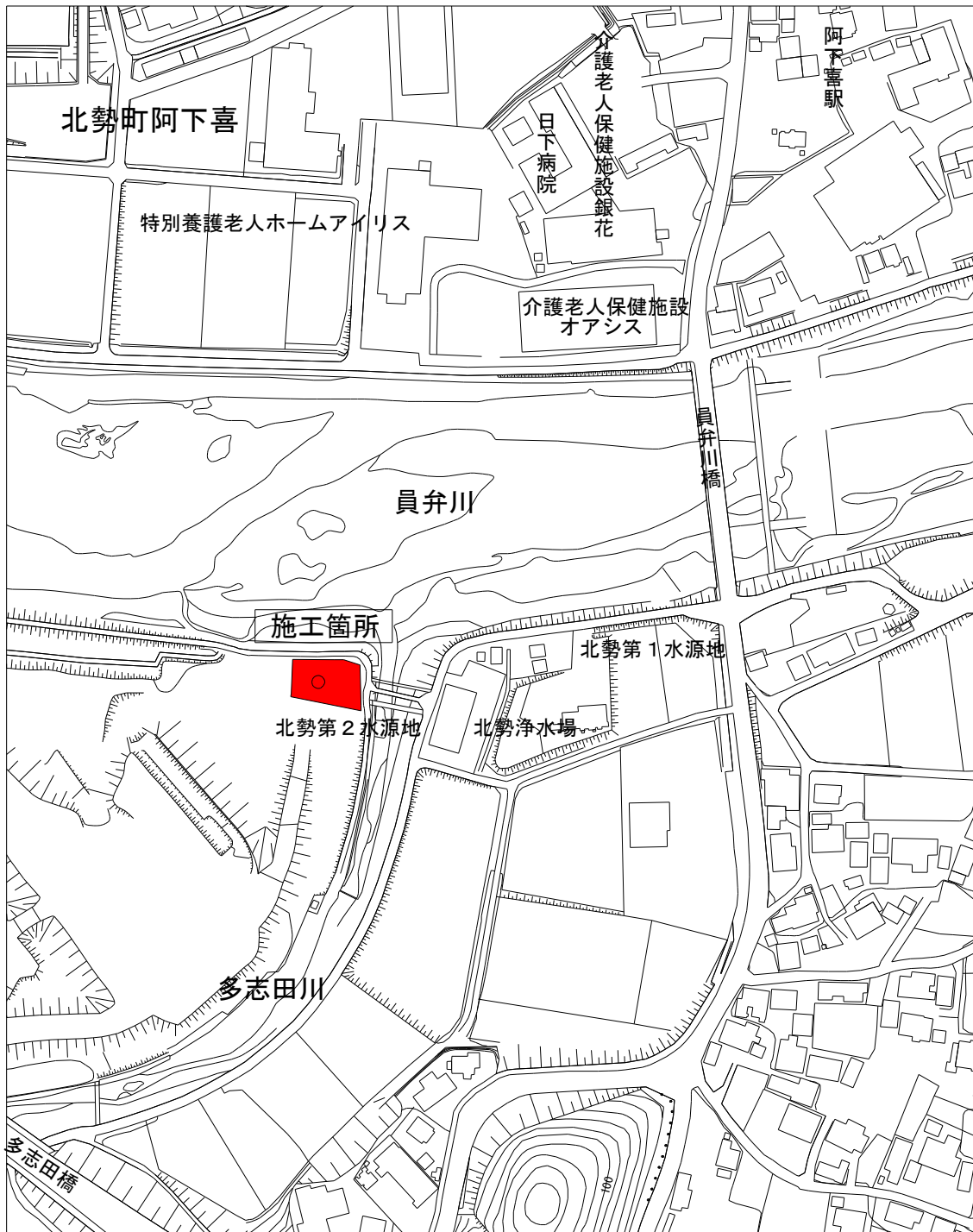
位置図

東海環状自動車道建設工事に伴う向平地内配水管移設工事（PA）



位置図

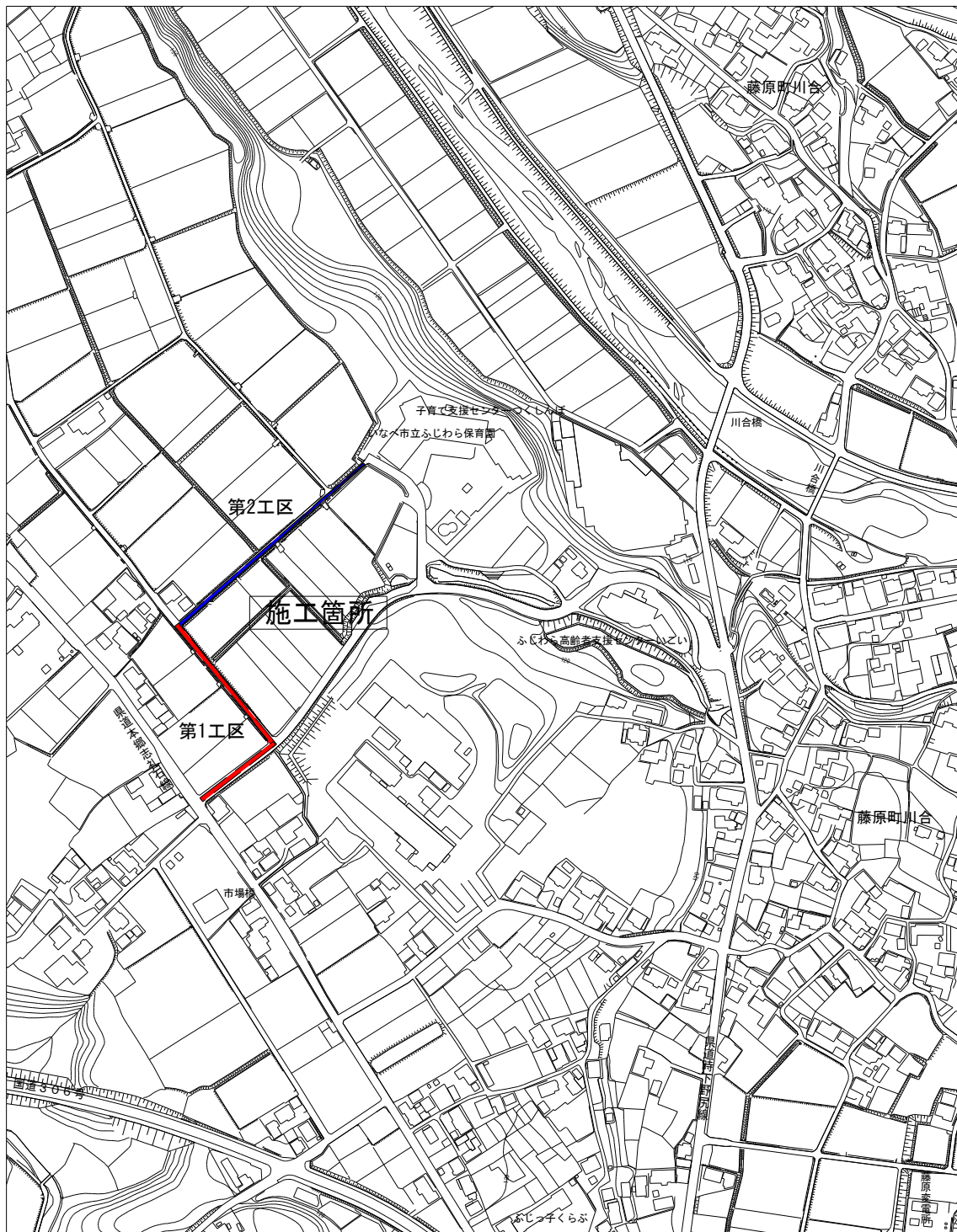
北勢第2水源地排泥管布設工事



位置図

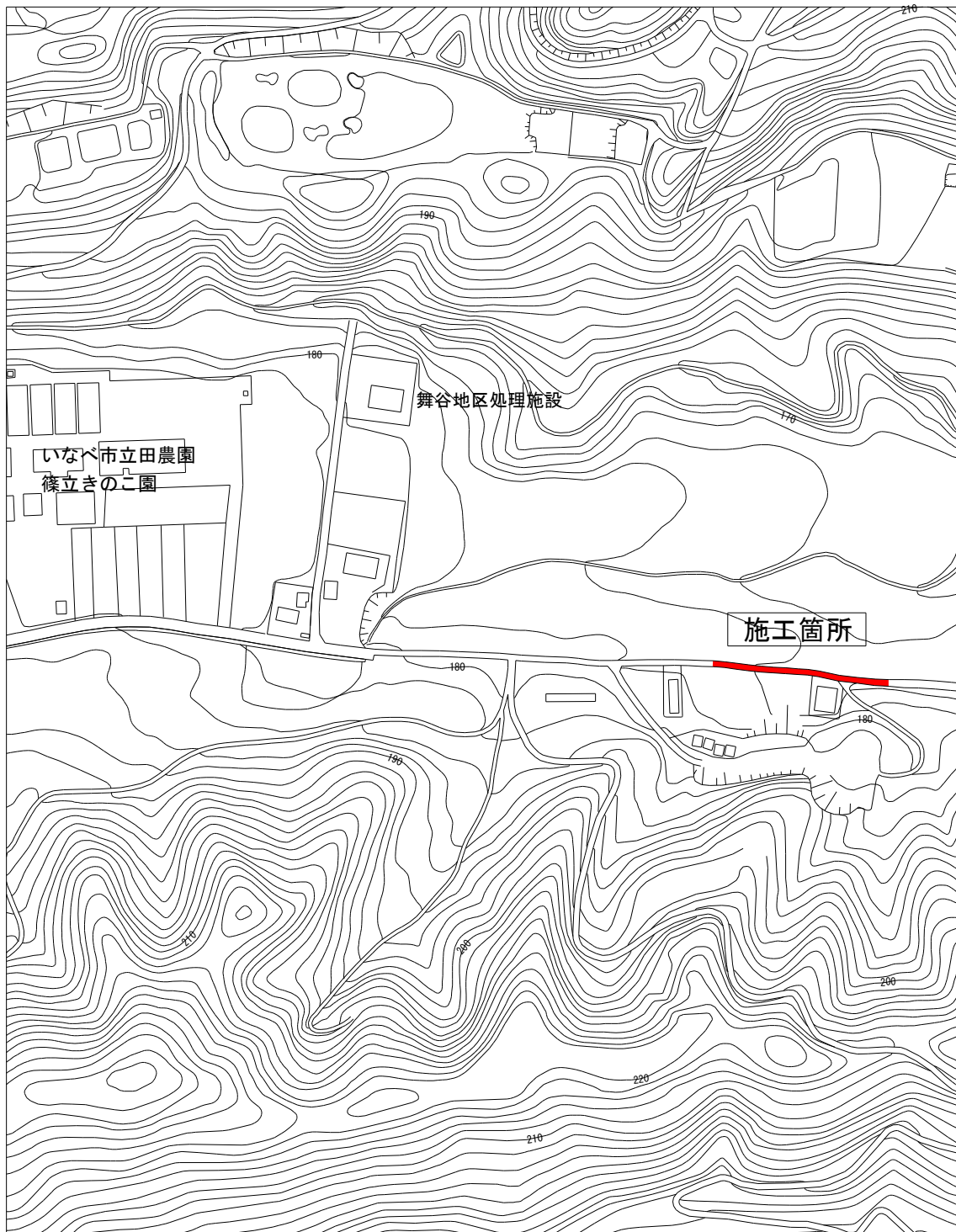
市場地内配水管耐震化工事（第1工区）

市場地内配水管耐震化工事（第2工区）



位置図

市道上之山田篠立線水道災害復旧本設工事

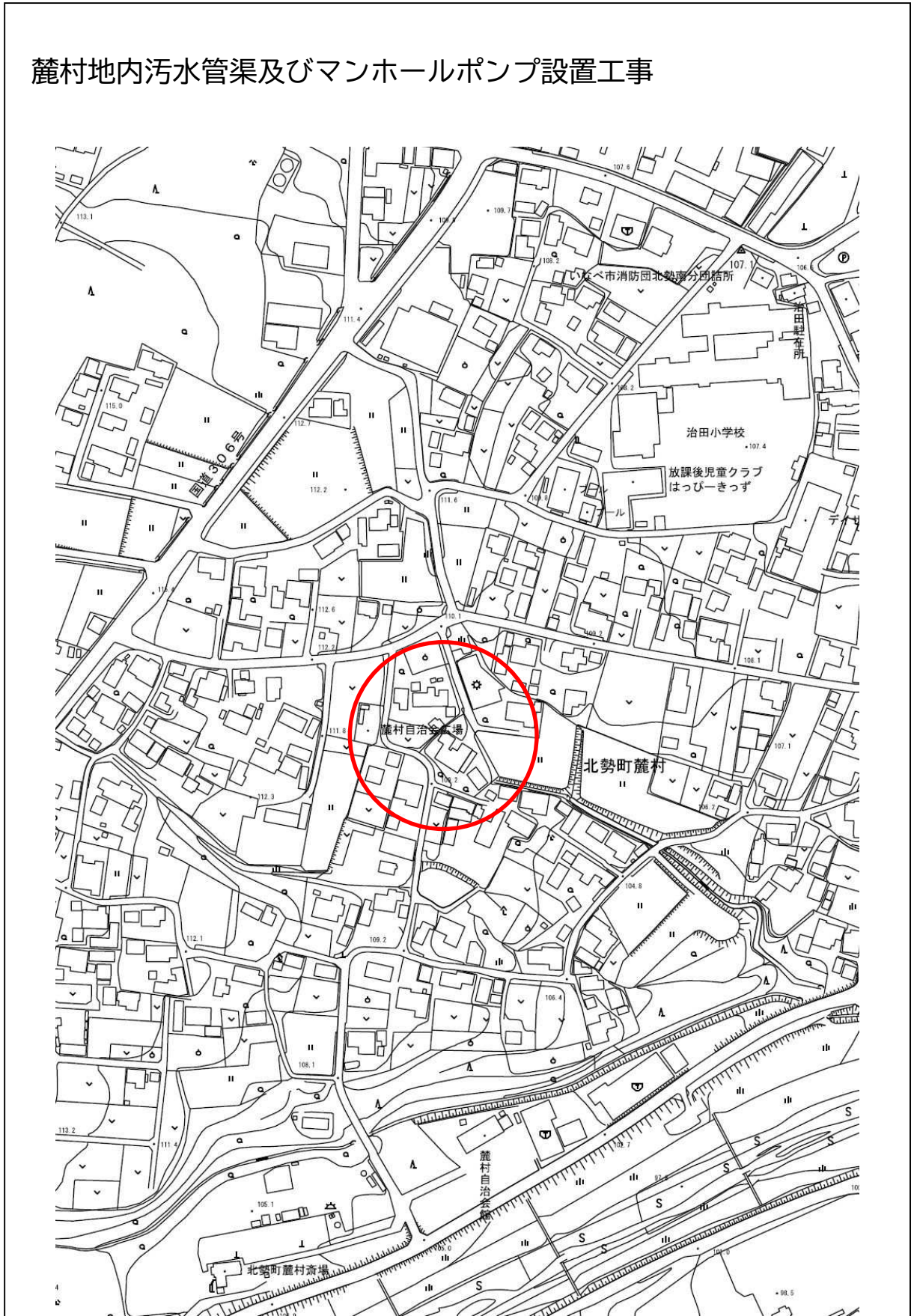


報告第9号

令和7年度いなべ市下水道事業会計予算繰越の報告について

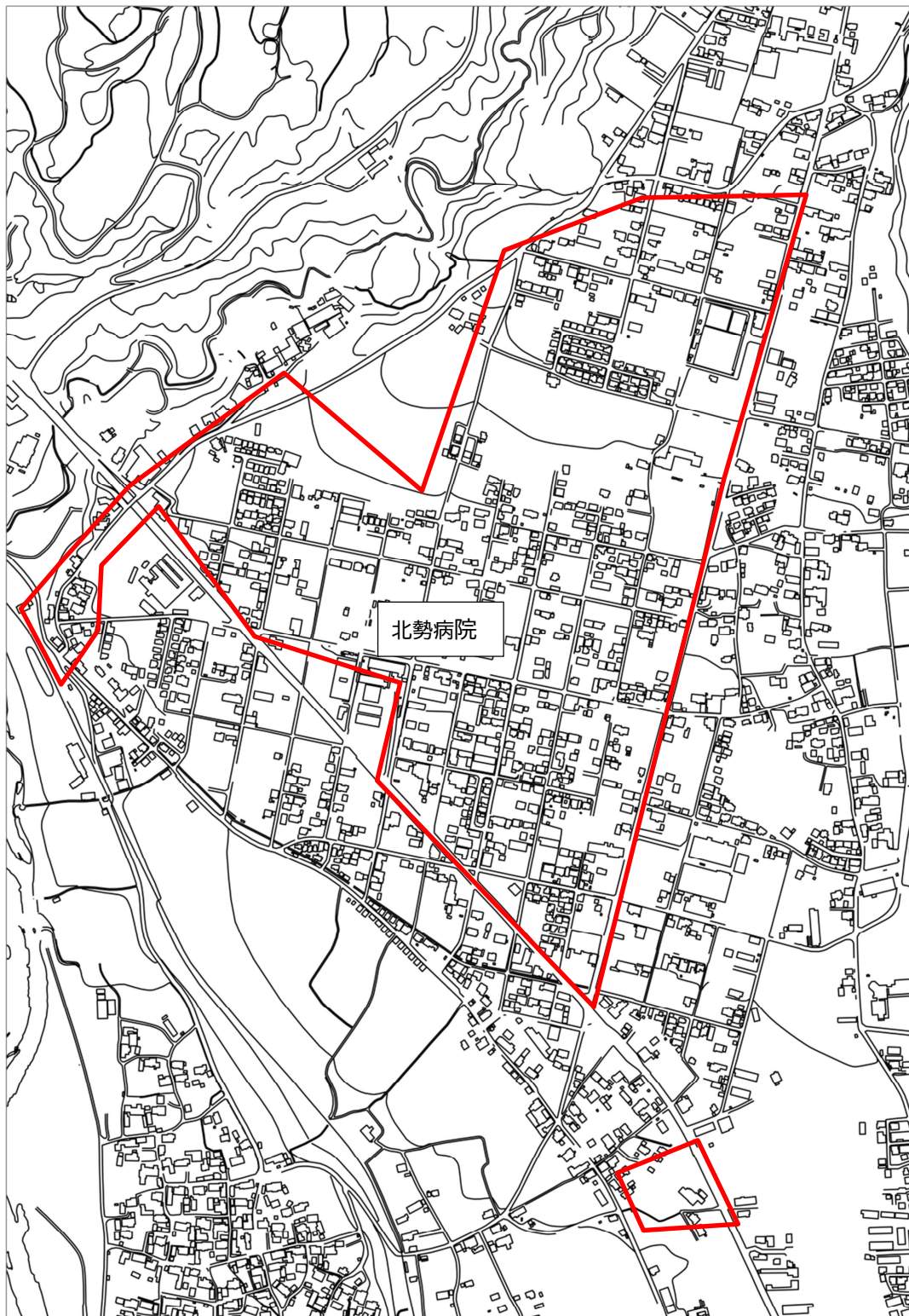
位置図

麓村地内污水管渠及びマンホールポンプ設置工事



位置図

麻生田及び其原地内汚水管渠テレビカメラ調査業務



報告第10号

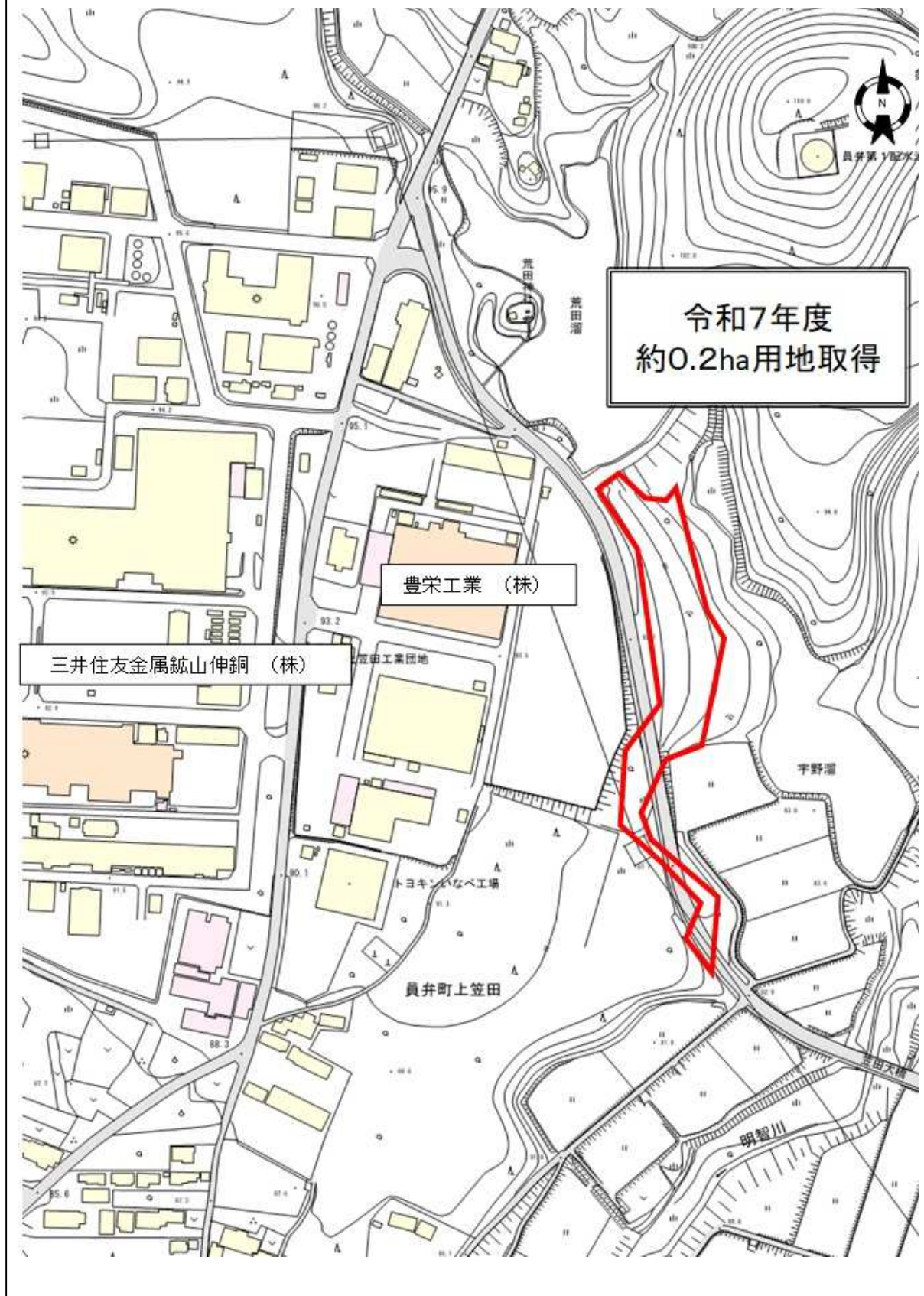
令和7年度員弁土地開発公社決算等の報告について
位置図

大安町丹生川上地内広域化ごみ処理施設整備事業



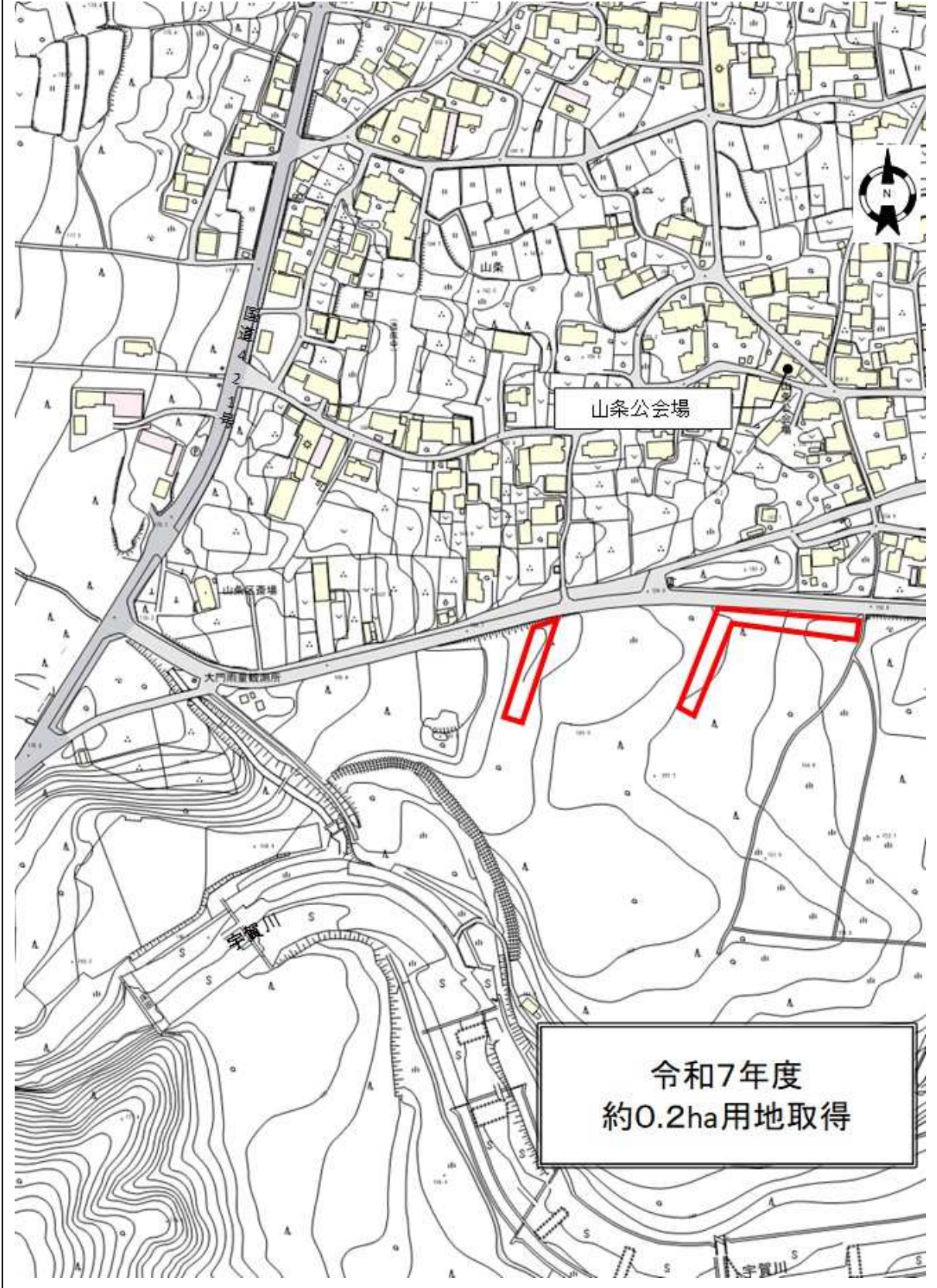
位置図

員弁町上笠田地内企業用地整備事業



位置図

大安町石樽南地内前林工業団地整備事業



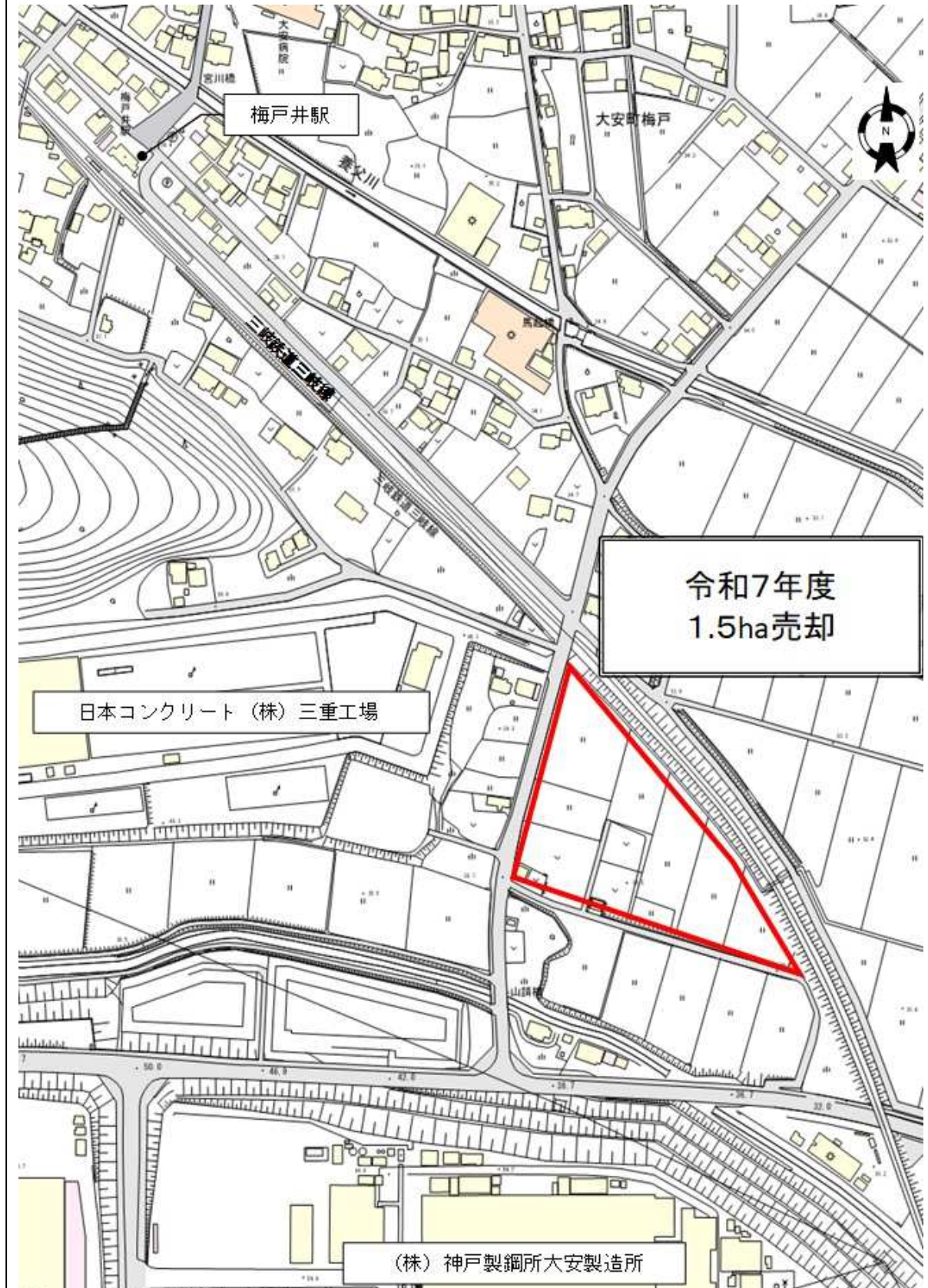
位置図

藤原町農業公園整備事業



位置図

大安町梅戸地内企業用地拡張整備事業



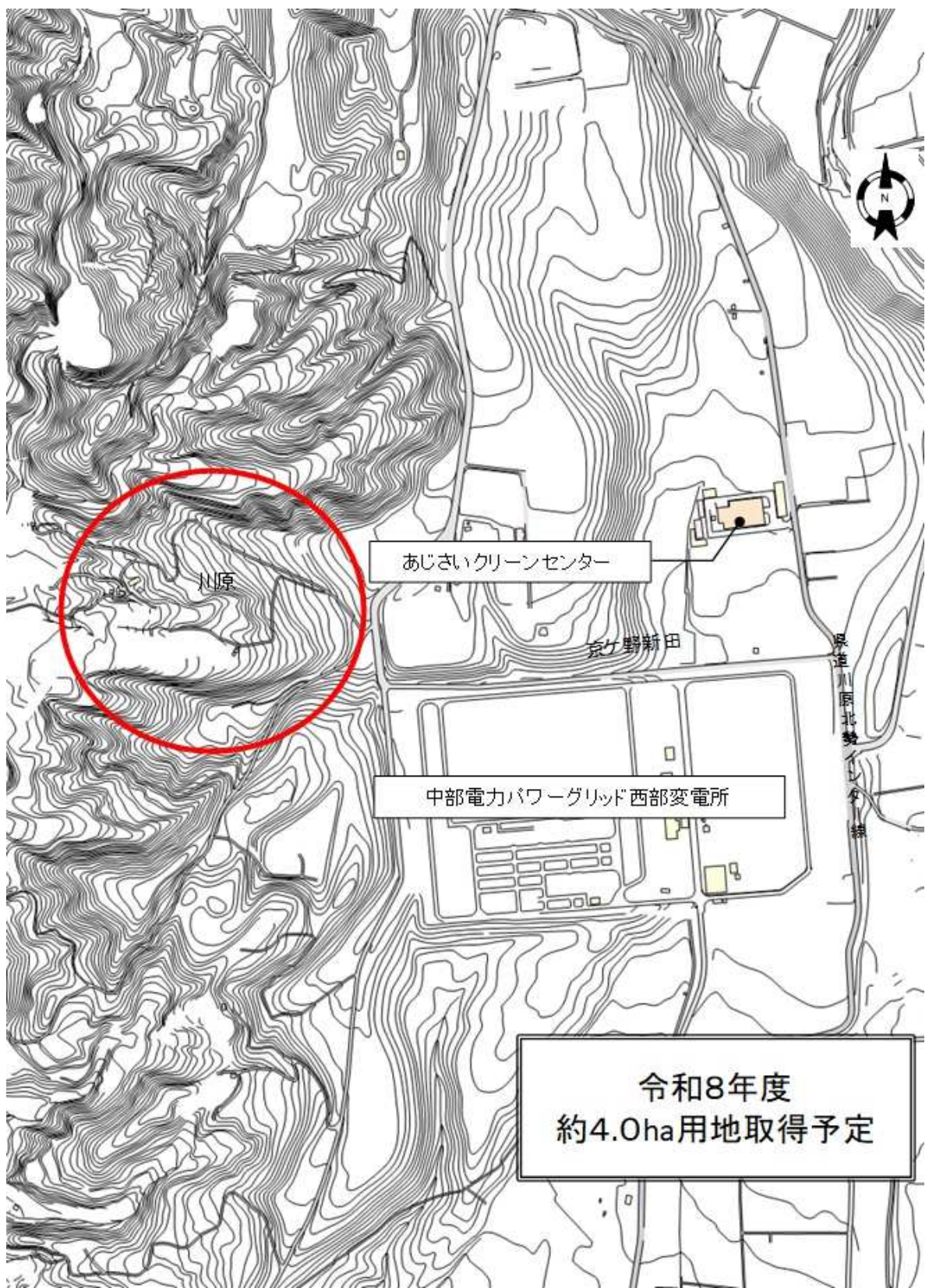
位置図

員弁町員弁防災拠点



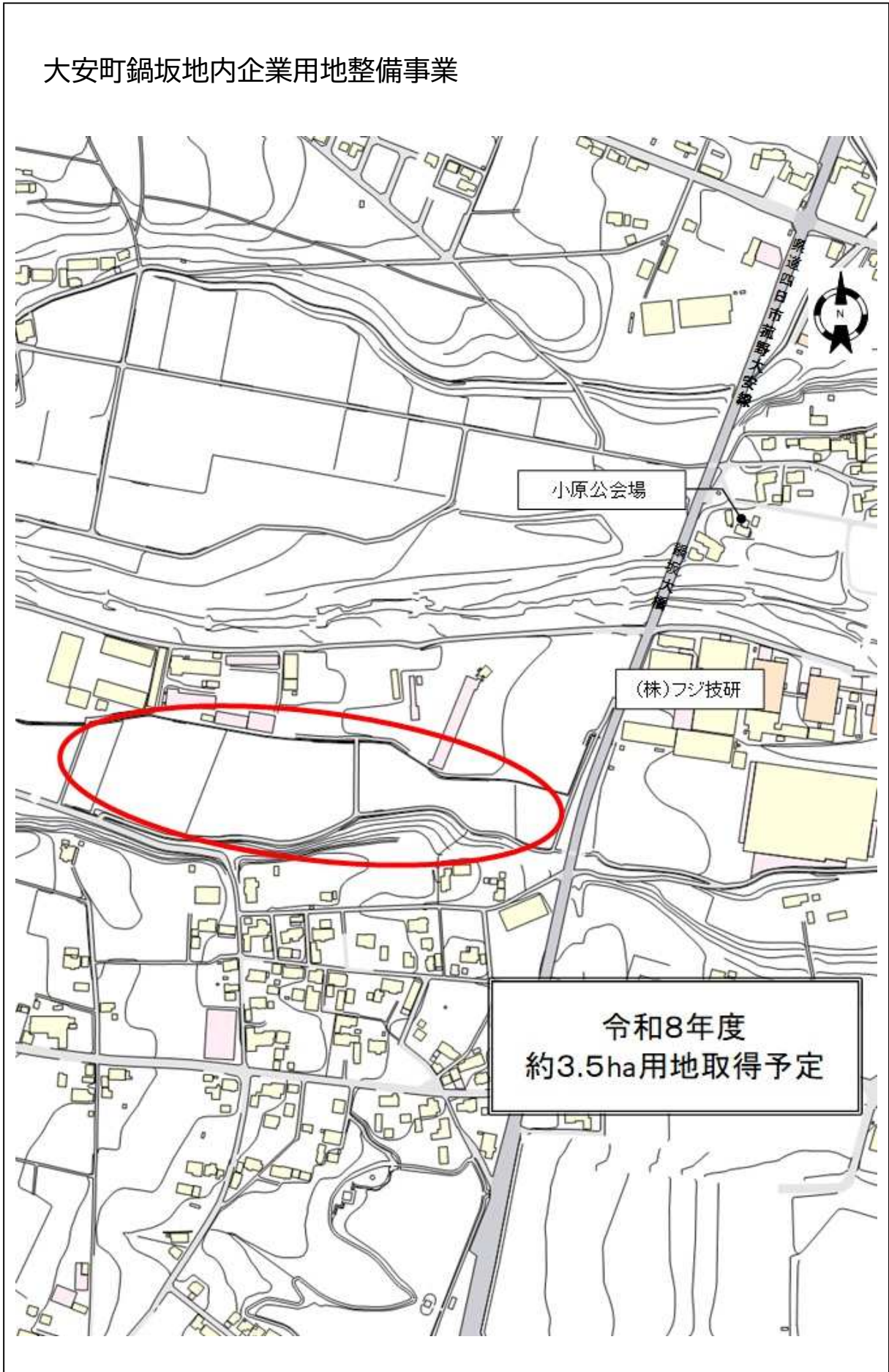
位置図

北勢町川原地内残土処分用地整備事業



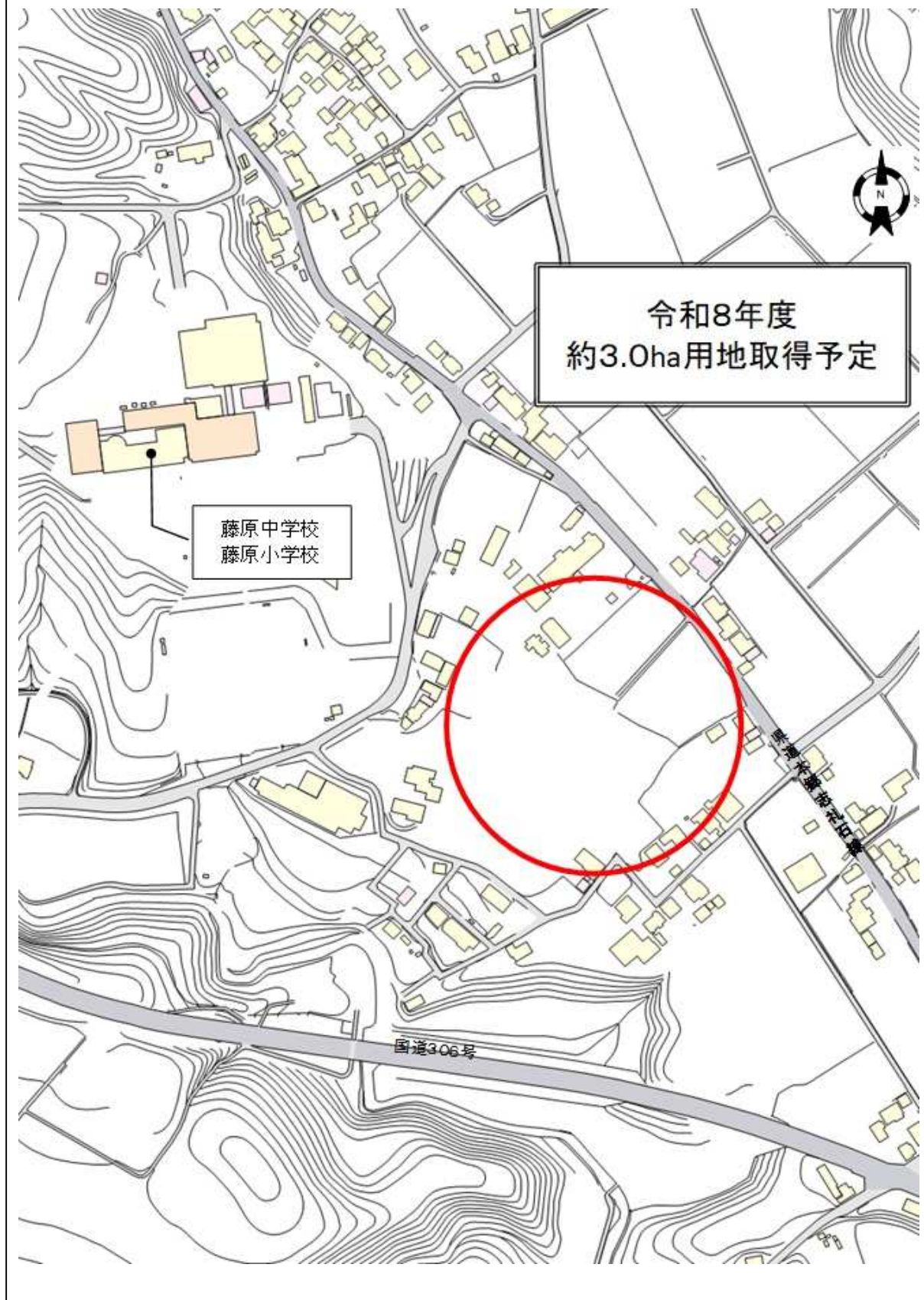
位置図

大安町鍋坂地内企業用地整備事業



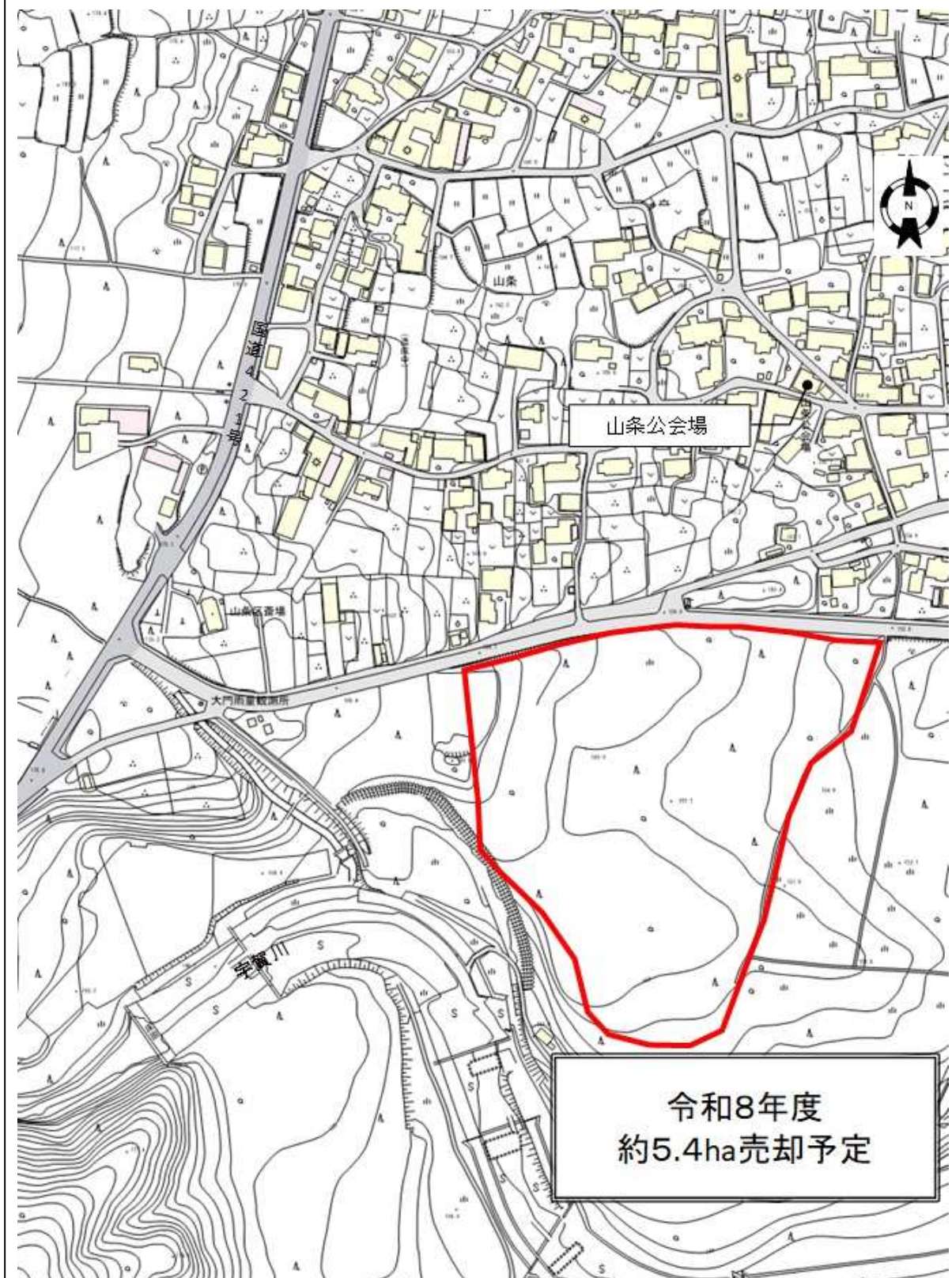
位置図

藤原町市場地内住宅団地造成事業



位置図

大安町石樽南地内残土処分用地整備事業及び大安町石樽南地内前林工業団地整備事業



報告第11号

専決処分の報告について

(いなべ市消防団大安東分団詰所新築工事の請負契約を変更する契約の締結)

変更となる金額が契約金額の10分の2以内であり、3,000万円を超えないため、議会において市長の専決処分事項に指定されている事項に該当することから令和8年5月18日に専決処分を行いました。

市長の専決処分事項の指定について（抜粋）

議会の議決を経た契約又は財産の取得若しくは処分に関し、その金額又は面積の10分の2以内（金額については、その10分の2に相当する額が、3,000万円以内である場合に限る。）の変更をすること。

1 変更金額内訳

	当初契約額	増額分	変更後契約額
工事価格等	217,800,000円	10,875,000円	228,675,000円
消費税相当額	21,780,000円	1,087,500円	22,867,500円
請負工事費等	239,580,000円	11,962,500円	251,542,500円

2 工事請負契約を変更する契約の概要

旧郷土資料館の解体工事に伴うアスベストの処分量の増加及び外構工事に伴う地中埋設物の撤去により処分費用が増加したため、変更契約を締結したものです。

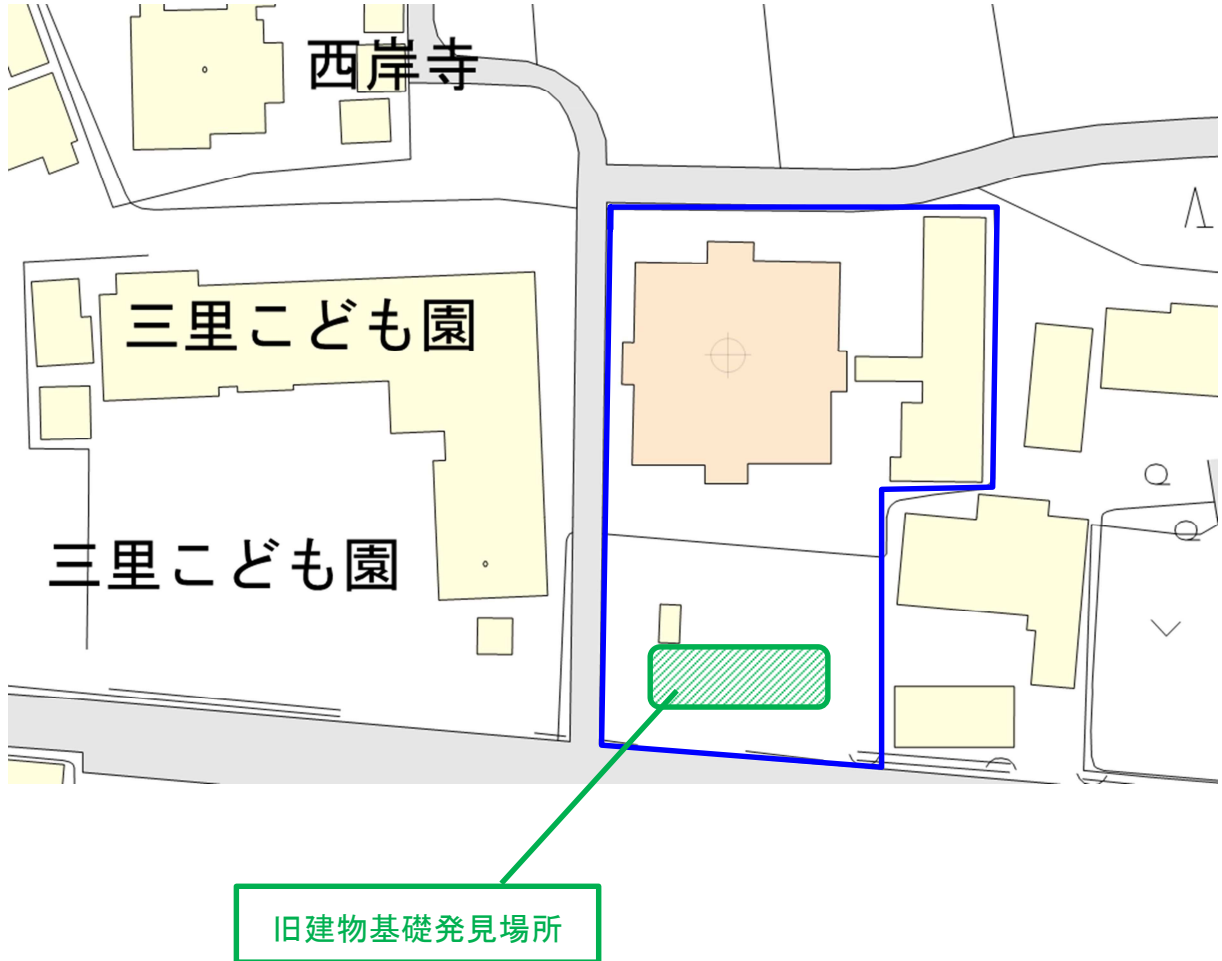
(1) 旧郷土資料館の解体工事

アスベスト材の処分量変更による増加

(2) 外構工事

地中埋設物の撤去による増加

旧郷土資料館見取図（A 4 縮尺①1:500）



報告第12号

専決処分の報告について

(阿下喜小学校長寿命化改修工事の請負契約を変更する契約の締結)

変更となる金額が契約金額の10分の2以内であり、3,000万円を超えないため、議会において市長の専決処分事項に指定されている事項に該当することから、令和8年5月21日に専決処分を行いました。

市長の専決処分事項の指定について(抜粋)

議会の議決を経た契約又は財産の取得若しくは処分に関し、その金額又は面積の10分の2以内(金額について、その10分の2に相当する額が3,000万円以内である場合に限る。)の変更をすること。

1 変更金額内訳

	当初契約額	増額分	変更後契約額
工事価格等	491,000,000円	20,101,000円	511,101,000円
消費税相当額	49,100,000円	2,010,100円	51,110,100円
請負工事費等	540,100,000円	22,111,100円	562,211,100円

2 工事請負契約を変更する契約の概要

本契約変更は、地中埋設物の判明によるエレベーター基礎工事及びスクールパーティション取替工事の施工方法の見直し並びに体育館屋根の改修方法の変更により費用が変更したため、専決処分により、工事請負契約を変更しようとするものです。

(1) エレベーター基礎工事

- ア 地中埋設物の既設浄化槽除去による増加
- イ 既設浄化槽を迂回する排水管の設置による増加

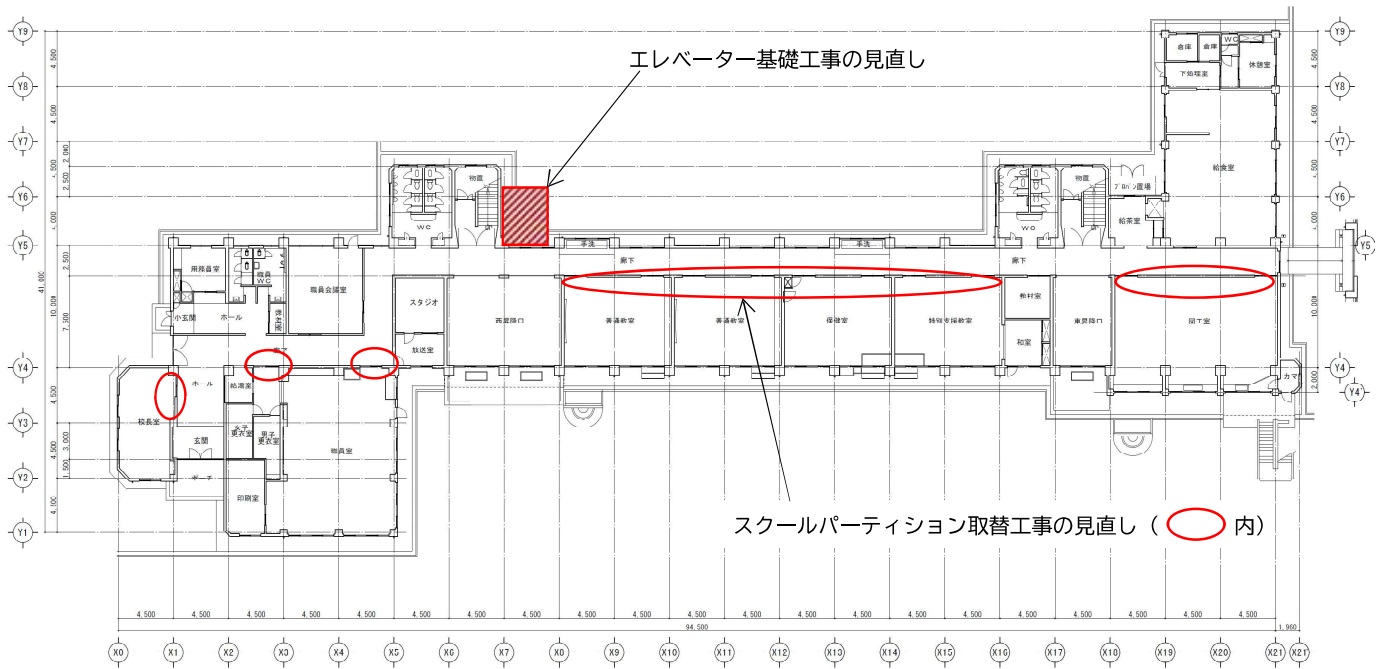
(2) スクールパーティションの取替

- ア 取り付け部の枠の更新による増加
- イ 枠の塗装

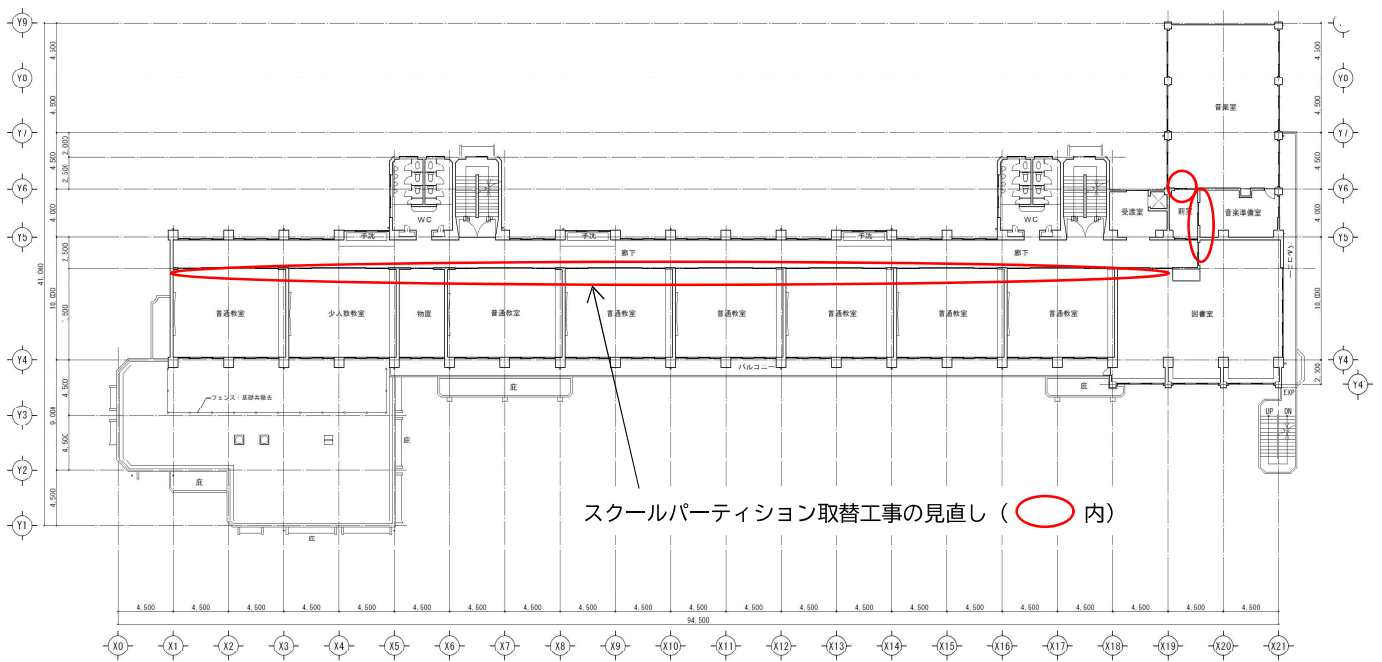
(3) 体育館屋根の改修

- ア カバー工法の取りやめによる減額
- イ 塗装工事の増額

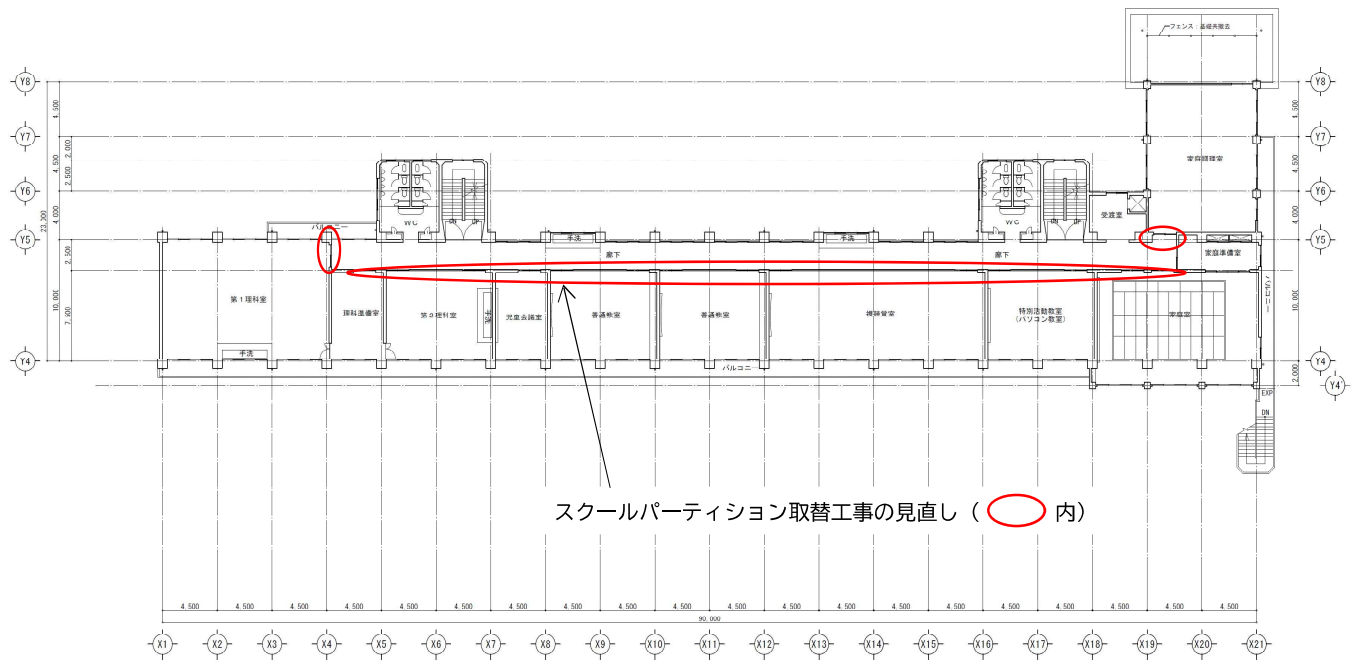
阿下喜小学校長寿命化改修工事



校舎 1階平面図

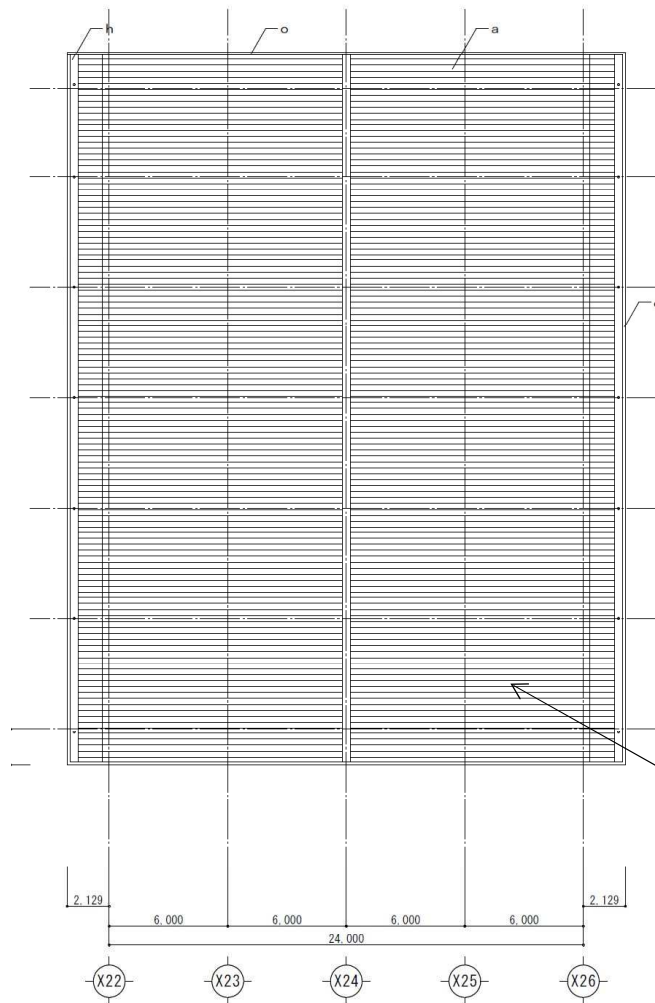


校舎 2階平面図



スクールパーティション取替工事の見直し (○ 内)

校舎 3階平面図



体育館屋根の改修方法の変更

体育館 屋根

議案第36号

いなべ市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和8年政令第179号）の公布に伴い、非常勤消防団員等が公務等により死亡した場合における、非常勤消防団員等に対する葬祭補償の額を改定します。

1 葬祭補償の額表

改定前の定額部分の額	改定後の定額部分の額
315,000 円	330,000 円

2 葬祭補償について（第18条、附則第6条）

非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合、葬祭補償の定額部分の額に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた額又は補償基礎額の60倍の額のいずれか高い額を補償するよう条例で定めています。

この補償内容は、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）に従うこととされているため、政令に合わせて改正を行うものです。

議案第37号

いなべ市税条例の一部を改正する条例の制定について

1 個人市民税

- (1) 個人市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書について、公的年金等受給者の扶養親族等申告書の提出義務の範囲の見直し（第36条の3の3）

個人市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書について、**提出義務の範囲の見直し**を行う。

所得税の源泉徴収において扶養控除等の適用を受けないため扶養親族等申告書の提出義務がない受給者であっても、個人市民税において**「障害者控除」や「配偶者控除」など控除を適用する場合は、市へ申告**することとする。

令和9年1月1日施行

- (2) 特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例に係る適用期限の延長及び対象範囲の見直し（附則第6条）

特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）について、スイッチOTC医薬品の購入に係る特例は**適用期限を撤廃**する。

令和9年1月1日施行

※セルフメディケーション税制

健康の維持増進及び疾病の予防への取組として一定の取組（特定健診診査、予防接種、がん健診など）を行っている方が、自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族のために特定一般用医薬品等（スイッチOTC医薬品等）購入費を支払った場合に、医療費控除の特例（購入費の合計から12,000円を差し引いた金額を所得控除。上限88,000円）を受けることができる制度

※OTC医薬品

医師の処方箋が無くても、薬局、ドラッグストアで購入できる医薬品

※スイッチOTC医薬品

医師の処方箋が必要な医療用医薬品から転用されたOTC医薬品

※非スイッチOTC医薬品

非スイッチOTC医薬品の購入に係る特例は適用期限を5年間延長し、特例の対象となる医薬品の範囲の見直し（消化器官用薬、生薬含有の鎮咳去痰薬等の追加など）を行う。

(3) 個人市民税住宅借入金等特別税額控除の延長（附則第7条の3）

住宅借入金を有する場合の所得税額の特別控除について、適用期限を令和12年12月31日まで5年間延長し、令和12年12月31日までに入居した方を対象とする。（現行：令和7年12月31日→改正後：令和12年12月31日）

令和9年1月1日施行

(4) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例の見直し（附則第7条の3）

優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、令和10年1月1日以降に譲渡した土地等が、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域及び浸水被害防止区域の在る場合には、特例を適用しない。

令和10年1月1日

(5) 特定暗号資産等に係る住民税の課税の特例について、特定暗号資産取引に係る課税の見直しに伴い新設（附則第19条の3）

特定暗号資産等に係る住民税の課税の特例について、個人住民税の所得割の納税義務者が、特定暗号資産を譲渡した場合における事業所得、譲渡所得及び雑所得について、他の所得と分離して100分の3の税率により所得割を課する。

金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律の施行の日の属する年の翌々年の1月1日施行

※特定暗号資産

金融商品取引業者登録簿に登録されている暗号資産

暗号資産の課税

	改正前	改正後
課税方法	総合課税 暗号資産取引で生じた利益は雑所得として扱い、所得額に応じて課税される。	分離課税 暗号資産取引のうち、特定暗号資産取引で生じた利益は他の所得と分離し、課税される。
課税内容	所得税：5～45% 住民税：10% (県民税4%+市民税6%)	所得税：15% 住民税：5% (県民税2%+市民税3%)
備考	雑所得において単年度における損益通算のみ可能	特定暗号資産取引において、損益通算・繰越控除が3年間可能

(6) その他所要の改正

ア 復興特別所得税の課税期間の延長及び防衛特別所得税の創設に伴う法改正に合わせて所要の改正（第34条の7、附則第7条の4、附則第9条の2）

イ 住民税の申告の条項中の引用箇所の改正（第36条の2）

2 固定資産税

固定資産税の免税点の見直し（第63条）

固定資産税について、家屋に係る免税点を30万円（改正前：20万円）に、償却資産に係る免税点を180万円（改正前：150万円）にそれぞれ引き上げる。

令和9年4月1日施行

	免税点	
	改正前	改正後
土地	30万円 ⇒	変更なし
家屋	20万円 ⇒	30万円
償却資産	150万円 ⇒	180万円

※免税点

市の区域内に同一人が所有するすべての土地の課税標準の合計額、すべて家屋の課税標準の合計額、すべての償却資産の課税標準の合計額が、それぞれ上記の表の金額に満たない場合は、固定資産税は課税されない。

議案第38号

いなべ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定について

児童福祉法等が改正されたことに伴うこども家庭庁関係の内閣府令が公布されたこと等により、次の3つの条例を改正します。

- ① いなべ市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例
- ② いなべ市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- ③ いなべ市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和6年改正）

主な改正内容

1 児童福祉法等の一部を改正する法律の一部施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和8年内閣府令第3号）関係

【実施内容】満3歳以上限定小規模保育事業の創設

【影響のある条例】①、②

・満3歳以上限定小規模保育事業が創設されたため、規定の整備を行います。

【市への影響】

・特定地域型保育事業所、家庭的保育事業所等が対象となりますが、現在市内には対象の事業所がありません。

2 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令（令和8年内閣府令第10号）関係

【実施内容】理学療法士等のみなし保育士化・3歳児の職員配置基準に係る経過措置期限の明示等

【影響のある条例】②、③

・理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理職、看護師等を1人に限り、保育士とみなすことができること及び3歳児の職員配置の改善について、従前の基準により運営することも妨げないとしている当該経過措置の期間が令和9年度末までと明示されます。

【市への影響】

・特定教育・保育施設（施設型給付を受ける認定こども園及び保育所等）、家庭的保育事業所等が対象となりますが、現在市内には家庭的保育事業所等はありません。特定教育・保育施設はありますが、今回改正が必要となる「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」については三重県が制定しており、いなべ市は三重県の基準に準じて運営を行っているため、改正の対象ではありません。

議案第39号

いなべ市給水条例の一部を改正する条例の制定について

1 災害応援に係る指定店の指定方法の見直し（第8条）

近年の異常気象などによる災害の多発により、被災した市町村の水道事業者が指定した給水装置工事事業者だけでは対応できない事例が多くあったことから、国の技術的助言に基づき、災害その他非常の場合に他市町村が指定した給水装置工事事業者による工事を可能にするための改正をします。

2 共同住宅、受水槽に係る加入金の見直し（第35条）

(1) 共同住宅（第35条第2項→削る）

共同住宅において給水装置を新設する際は、受水槽の設置を推奨しており、設置申込者との協議の結果申込者が受水槽の設置を選択した場合、第2項の規定を適用することがありません。また、受水槽の設置を選択しなかった場合は、第1項の規定を適用するため、第2項の規定を実務上適用することがないことから、規定を削除します。

(2) 受水槽（第35条第3項→削る）

受水槽は貯水槽水道であり、市ではなく設置者が管理していることから、受水槽及びこれに直結する給水用具の新設及び改造工事については、実務上加入金を徴収しないため、規定を削除します。

3 給水停止要件の見直し（第40条）

水道の利用者が90日以上所在が不明の場合であって、漏水などにより設備管理上給水を停止する必要がある場合に、給水を停止できるようにします。

4 施行期日

公布の日から施行します。

議案第40号

いなべ市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

1 災害応援に係る指定店の指定方法の見直し（第7条）

近年の異常気象などによる災害の多発により、被災した市町村の下水道事業者が指定した排水設備指定工事店だけでは対応できない事例が多くあったことから、国の技術的助言に基づき、災害その他非常の場合に他市町村が指定した排水設備指定工事店による工事を可能にするための改正をします。

2 デジタル原則に照らした規制の見直し（第8条、第9条及び第10条）

政府が主導する「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」に基づき、人が常に事業所や現場に留まることや、職務の従事及び事業所への専属規制を緩和するため、排水設備指定工事店が営業所ごとに責任技術者を専属させなければならない規定を見直し、同一県内他営業所の責任技術者を兼任できるようにします。

3 施行期日

公布の日から施行します。

議案第41号

財産の取得について

(公立学校タブレット端末購入)

相手方 株式会社松阪電子計算センター

代表者 代表取締役 瀬野 喜久 (せの よしひさ)

所在地 三重県松阪市字地蔵裏353番地1

資本金 35,000,000円

従業者数 307人 (令和7年4月末日現在)

実績

- | | | | |
|-----|-------|--------------------|--------|
| (1) | 令和7年度 | 学習用端末導入 (大台町教育委員会) | 580台 |
| (2) | 令和7年度 | 学習用端末導入 (度会町教育委員会) | 595台 |
| (3) | 令和7年度 | 学習用端末導入 (明和町教育委員会) | 2,070台 |
| (4) | 令和7年度 | 学習用端末導入 (玉城町教育委員会) | 1,491台 |
| (5) | 令和7年度 | 学習用端末導入 (鳥羽市教育委員会) | 983台 |

備考 三重県GIGAスクール構想推進協議会が実施した令和8年度三重県公立小中学校等における学習者用端末購入 (iPad) に係る企画提案コンペ最優秀提案者

公立学校情報機器整備業務実施計画

- ・ 県補助金（令和6年度～10年度の5年間）を活用し、計画的・効率的な端末整備を推進する。

県補助金を活用した いなべ市の機器購入計画

年 度	更新台数	内 県補助 対象
令和6年度	810	541
令和7年度	800	532
令和8年度	775	515
令和9年度	750	500
令和10年度	730	493
合計	3,865	2,581

※更新台数が減少しているのは、児童生徒の人口減少推移を反映したため。

GIGAスクール構想の推進 ～1人1台端末の着実な更新～



文部科学省

令和5年度補正予算額 (案) 2,661億円

現状・課題

- 全ての生徒たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するため、令和2～3年度に「1人1台端末」と高速通信ネットワークを集中的に整備し、GIGAスクール構想を推進。学校現場では活用が進み、効果が実感されつつある。
- 一方、1人1台端末の利活用が進むにつれて、故障端末の増加や、バッテリーの耐用年数が迫るなどしており、GIGAスクール構想第2期を念頭に、今後、**5年程度をかけた端末を計画的に更新する**とともに、**端末の故障時等においても子供たちの学びを止めない観点から、予備機の整備**も進める。

事業内容・スキーム

公立学校の端末整備

予算額 (案) 2,643億円

- 都道府県に**基金 (5年間)**を造成し、当面、令和7年度までの**更新分 (約7割)**に必要な経費を計上。
- 都道府県を中心とした共同調達等など、**計画的・効率的な端末整備を推進**。

<1人1台端末・補助単価等>

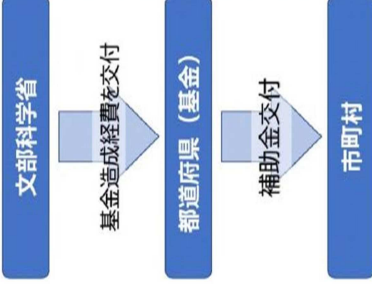
- ▶ 補助基準額：5.5万円/台
 - ▶ 予備機：15%以内
 - ▶ 補助率：3分の2
- ※児童生徒全員分の端末（予備機含む）が補助対象。

<入出力支援装置>

視覚や聴覚、身体等に障害のある児童生徒の障害に対応した入出力支援装置（予備機含む）の整備を支援。

- ▶ 補助率：10分の10

(基金のイメージ)



※都道府県事務費も措置

国私立、日本人学校等の端末整備 予算額 (案) 18億円

- 前回整備時と同様に**補助事業により支援することとし、早期更新分に必要な経費**を計上。
- 公立学校と同様に、**補助単価の充実や予備機の整備**も進める。

<1人1台端末・補助単価等>

- ▶ 補助基準額：5.5万円/台
- ▶ 予備機：15%以内
- ▶ 補助率：国立 10分の10
私立 3分の2
日本人学校等 3分の2

※入出力支援装置についても補助対象。
※今後も各学校の計画に沿った支援を実施予定。

(担当：初等中等教育局修学支援・教材課)

議案第42号

三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数の増加及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について

令和8年9月1日からいなべ市菰野町清掃事務組合が三重県市町公平委員会に加入することにより、三重県市町公平委員会を共同設置する地方公共団体の数が増加すること及び三重県市町公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について、関係地方公共団体の議会の議決を経る必要があるものです。

参考（総務省ホームページより）

機関等の共同設置の制度概要

① 根拠法令

地方自治法第252条の7～第252条の13

② 制度の概要

機関等の共同設置は、普通地方公共団体の委員会又は委員、行政機関、長の内部組織等を普通地方公共団体の協議により定められる規約で、共同して設置するものである。
 共同設置された機関等は、各地方公共団体の共通の機関等としての性格を有し、共同設置した機関等による管理・執行の効果は、関係普通地方公共団体が自ら行ったことと同様に、それぞれの普通地方公共団体に帰属する。

```

graph TD
    A["A市 α委員会"] --> B["機関等 α委員会"]
    C["B町 α委員会"] --> B
    D["C村 α委員会"] --> B
    
```

※ 地方自治法第257条の7の2に予告脱退についての規定がある。

③ 財源

機関等の共同設置に要する経費は、関係普通地方公共団体が負担し、「規約で定める普通地方公共団体」の歳入歳出予算に計上して支出する。

④ 制度活用実績

（令和5年7月1日現在）

設置件数 445件
 主な事務 介護区分認定審査128件(28.8%)、公平委員会106件(23.8%)、障害区分認定審査106件(23.8%)

北上地区介護認定審査会(岩手県)、他

東京都市公平委員会(東京都)、他

長岡市・出雲崎町障害者自立支援審査会(新潟県)、他

※ 機関等の共同設置の事務件数は、複数の事務を行っている場合は事務ごとに件数を計上しているため設置件数と一致しない場合がある。

議案第43号

令和8年度いなべ市一般会計補正予算（第2号）

6月補正予算の事業内容は、下記のとおりです。

記

- | | (補正額) | 予算書 |
|--|-----------|-----|
| 1 障害者自立支援福祉サービス事業（障がい福祉課）
（障がい者自立支援システム改修事業）
国の令和8年度障害者自立支援給付審査支払等システム事業実施要綱に基づき、報酬請求システムを改修します。 | 1,902 千円 | P11 |
| 2 子ども医療費扶助事業（保険年金課）
（三重県子ども医療費補助対象拡大システム改修事業）
三重県の子どもの医療費補助対象が拡大したことに伴い、子ども医療費助成システムを改修します。また、令和7年度に構築したPMH（パブリック・メディカル・ハブ）のチラシを作成し、受給資格証更新封筒に封入封緘し、利用促進を図ります。 | 627 千円 | P11 |
| 3 こども・子育て拠点施設整備事業（こども政策課）
（こども・子育て拠点施設整備事業）
こども・子育て拠点施設整備に係るプロポーザルの実施並びに当該拠点で実施するソフト事業の検討及び市民理解促進のため、イベントや市民意見交換会を実施します。 | 14,530 千円 | P11 |
| 4 生活保護基準改定に伴う追加給付事業（生活支援課）
（最高裁判決に伴う生活保護基準改定に伴う追加給付事業）
令和7年6月の最高裁判決により平成25年から平成30年までの生活扶助基準引き下げの違法性が確定したことを受け、国からの全国一律追加給付実施指示に基づき、減額されていた扶助費の差額を追加給付します。 | 28,204 千円 | P11 |
| 5 広域ごみ処理施設整備事業（環境衛生課）
（いなべ市菰野町清掃事務組合負担金）
令和8年4月に発足したいなべ市菰野町清掃事務組合において、広域ごみ処理施設の整備及び管理運営並びにこれに附帯する事務を行うために必要な経費を負担金として支出します。当初予算は暫定予算に係る負担金を計上していましたが、同組合において本予算が編成されたことに伴い増額補正します。 | 34,630 千円 | P11 |

- | | | | |
|---|--|-----------|-----|
| 6 | 地産地消推進事業（獣害対策課）
（そば祭り委託事業） | 7,462 千円 | P13 |
| | <p>県の指導により、建築物内で調理したそばを提供する必要が生じたため、従来のパイプ TENT に替えてユニットハウスを使用します。これに伴い会場施設が充実することから、開催期間を2日間に延長することとしたため、委託料を増額補正します。</p> | | |
| 7 | 地域産業振興事業（商工観光課）
（INABE COMMONS BASE INNOVATION 事業） | 14,825 千円 | P13 |
| | <p>地域産業の活性化と地域内での経済循環の強化を目的として、「INABE COMMONS BASE」の整備と人材育成や事業支援などの取組を一体的に推進するため、①デジタル分野を中心とした人材育成、②購買データ等を活用した地域経済の分析と消費促進の仕組みづくりの取組を実施します。</p> | | |
| 8 | 自主防災活動事業（防災課）
（コミュニティ助成事業（宝くじ）） | 2,000 千円 | P13 |
| | <p>宝くじコミュニティ助成事業を活用し、大規模災害に備えて資機材等の装備を購入する費用を上相場自治会に補助します。</p> | | |
| 9 | 社会教育施設整備事業（生涯学習課）
（北勢市民会館舞台吊物サスペンションライト設備改修事業） | 19,099 千円 | P15 |
| | <p>さくらホール舞台の点検においてサスペンションライトのブレーキに不具合が発見され、重大な事故に直結する可能性を指摘されたため、急遽改修工事を実施します。</p> | | |